

令和5年3月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和5年3月2日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉 聡 教育長
荒 川 由美子 委員（教育長職務代理者）
澤 田 真 弓 委員
川 邊 幹 男 委員
元 木 誠 委員

3 出席説明員

教育総務部長	古 谷 久 乃
教育総務部総務課長	杉 本 道 也
教育総務部教育政策課長	飯 田 達 也
教育総務部生涯学習課長	柿 原 美 奈
教育総務部教職員課長	平 石 拓 裕
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	川 上 誠
学校教育部支援教育課長	小 谷 亜 弓
学校教育部保健体育課長	鈴 木 史 洋
学校教育部学校食育課長	山 田 智 子
学校教育部教育情報担当課長	矢 本 步
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	柳 井 栄 美
教育研究所長	阿 部 優 子

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に川邊委員を指名した。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、2月定例会から本日までの所管事項について報告をさせていただきますが、教育長の報告書はお手元にあるかと思しますのでご参照いただければと思っております。

2月14日から3月の市議会3月定例議会開催されておりました、28日までの間に、代表質問、一般質問等が終わったところであります。この後、13日、15日に予算審議が行われる予定となっており、最終日は3月24日までの会議となっているところです。

学校関係行事につきましては、2月8日に横須賀市体力づくり実践研究発表大会がヴェルクよこすかで開催をされました。

2月15日は、市立学校休業日という形にいたしましたので、市制施行記念日に合わせて、一斉休校となっております。

市内でも様々なイベントを開かせていただいている、ご家族、祖父母と一緒にいらっしゃるというふう聞いております。

ただ、中学校につきましては、受験のシーズンですので、どうしても、学校登庁という形の職員もいるかと思っております。

それから、昨日、横須賀総合高等学校において、全日制と定時制の卒業式が開催されました。既にご承知のようにマスクにつきましては、緩和という形で、卒業生はしなくていいという通知をして、また指導しているのですが、全日制313名いたうちのやはり20名前後しかマスクを外すということができていなかったかなと思っております。まだやはり、マスクについては怖さというのでしょうか、それが残っているかと思っております。

今後3月13日から、個人の自由というのでしょうか、個人の判断に任せられるということになっていきますので、今後の中学校の卒業式、小学校の卒業式では、原則着用ではないのですが、ただ、やはり不安なお子さんたちがいらっしゃるのではないかと思っておりますが、ここはまだ経過措置の状況でいくしかないかなと思っております。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

- 日程第1 議案第4号『教育職員手当等支給規則中改正について』
- 日程第6 議案第9号『市立学校職員の勤務時間に関する規程等中改正について』
- 日程第7 議案第10号『横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則中改正について』
- 日程第8 議案第11号『指導不適切教員等の取扱いに関する規則中改正について』
- 日程第9 議案第12号『市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは、議案第4号『教育職員手当等支給規則中改正について』をご説明いたしたいと思えます。

あわせて、関連します議案第9号『市立学校職員の勤務時間に関する規程等中改正について』、議案第10号『横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則中改正について』、議案第11号『指導不適切教員等の取扱いに関する規則中改正について』、議案第12号『市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則中改正について』につきまして併せてご説明いたします。

それでは、議案第4号の説明資料に沿ってご説明いたします。

まず初めに、1の改正理由ですが、1点目として、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の引上げに関して必要な事項を定めるものです。2点目として、神奈川県教育職員に準じて、教育職員の期末手当基礎額等の加算に係る規定を改めるため、この規則等を改正しようとするものになります。

次に、2の改正概要です。

初めに、(1)定年の引上げに係る改正です。

資料のほう3枚めくっていただいて、資料1定年等に伴う60歳以上の手当の取扱いについての資料1ですけれども、60歳を超える職員の手当の一部を60歳前の7割水準にする旨を定めるものになります。

続いて、元に戻っていただきまして、次に、イですが、定年引上げが完成するまでの間、暫定的に継続される再任用職員の手当について、定年前再任用短時間勤務教育職員の規定を準用する旨を定めるものになります。

次に、(2)の期末手当基礎額等の加算に係る規定の改正です。

こちらは、説明資料の一番最後のページの資料2にございます。

こちらは、神奈川県教育職員について期末勤勉手当における教育職の階級数加算の対象となる号級を段階的に引き下げております。本市においても同様の改正を行うものです。

次に、(3)の条文整備です。

こちらは、地方公務員法の改正に伴い、条文の整備を行うものです。

なお、議案の3ページ以降で朱書きで記載しております。

次に、(4)の執行期日等は、令和5年4月1日からの施行となります。

1ページめくっていただいて、裏面になりますが、3の関係する規則等の改正について。

初めに、議案第9号『市立学校職員の勤務時間に関する規程等中改正について』ですが、地方公務員法の改正に伴い、定年引上げに関する条文の整備を行うものです。

次に、(2)に議案第10号『横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則中改正について』ですが、こちらも地方公務員法の改正に伴い、定年引上げに関する条文整備を行うものでございます。

次に、(3)議案第11号『指導不適切教員等の取扱いに関する規則中改正について』ですが、こちらも地方公務員法の改正に伴い、定年引上げに関する条文整備を行うものです。

次に、(4)議案第12号『市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則中改正について』ですが、こちらは、地方公務員法の改正及び個人情報保護に関する法律の改正の2点について、所要の条文整備を行うものです。

なお、議案第9号から12号の施行期日については、全て令和5年4月1日となります。

以上で、議案第4号『教育職員手当等支給規則中改正について』、議案第9号『市立学校職員の勤務時間に関する規程等中改正について』、議案第10号『横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則中改正について』、議案第11号『指導不適切教員等の取扱いに関する規則中改正について』、議案第12号『市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則中改正について』の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第4号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

質問・討論なく、採決の結果、議案第9号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

質問・討論なく、採決の結果、議案第10号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

質問・討論なく、採決の結果、議案第11号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

質問・討論なく、採決の結果、議案第12号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第5号『教育長に委任する事務等に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

私から、議案第5号『教育長に委任する事務等に関する規則中改正について』説明いたします。

本改正は、教育長へ委任する事務を明確にし、学校の生徒等の募集に関する基本方針を定めることについて、教育委員会において審議することを明確にするために行うものでございます。

施行日は令和5年4月1日を予定しております。

なお、本改正の朱書きにつきましては、2ページ以降に記載してあります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(新倉教育長)

私のほうからちょっと確認ですが、ここで、学校の生徒と言っている学校は、全ての学校が含まれてしまうのですか。

(総務課長)

こちらは、高等学校と特別支援学校を対象としております。

(新倉教育長)

そうしたときに、何か限定的に書かなくてもいいのですか。

(総務課長)

今までこの学校の生徒の募集に関する基本方針ということが明記をされていなかった。それで、今回、こちらの規則、ご覧いただけますか、議案の2ページですが、こちらの第2条の第11号、こちらに、「学校及びその他教育機関の管理及び運営に関する基本方針を定める」ということをこちらで読み替えていたのですけれども、これについて、他都市の状況を見たところ、今回の改正内容と同じように、学校の生徒等の募集に関する基本方針という言い方で、こちら、特別支援学校、それから高等学校の募集についてを含めた形で規定として定めているというような状況でございましたので、本市につきましても、それと同様の表現にしております。

(新倉教育長)

今の説明の趣旨というのは、そのこういうことだと、その11号にある学校と言っているときには、これ小・中学校も全て含みますよね。ところが、12号のところでは、学校と言っているのだけれども、その後ろにある生徒等の募集というところが、義務教育の小・中学校では募集をしているわけではないので、独自に募集をするということで、この学校がもう限定されているのだ、だからわざわざ今ご説明にあった、市立高等学校とか、あるいは特別支援学校ということをやったわなくても、募集という、後ろについている言葉があるから、限定されているのだという解釈でわざわざ括弧書きや何かは使わないということでもいいということですか。そこを確認したい。

(総務課長)

教育長のおっしゃるとおりで、それでは、募集要項と定員について、定めるといことの内容になっておりますので、今、教育長がおっしゃられたような内容ということでございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第5号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第6号『教育委員会専決規程中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第6号『教育委員会専決規程中改正について』説明いたします。

本改正では、市域全体として、会計年度任用職員等の任用事務の見直しのため、所要の条文整備をするものでございます。

改正の内容といたしましては、これまでの所管課の決裁後に、教育総務部総務課及び総務部人事課で合議することとしておりましたが、合議を廃止し、所管課のみで完結するようにするものでございます。

施行日は令和5年4月1日を予定しております。

なお、本改正の朱書きにつきましては、3ページ以降に記載してございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

この改正については、こういうことでよろしいのかどうか確認をさせてほしいのですが、別表で見ていくと、教育委員会の事務局の中で、例えば、教育指導課が会計年度職員さんを雇おうとしたときに、この流れでいきますと、教育指導課長で終わるのだけれども、それを必ず総務課長に合議しなさいというのが、今までのやり方ですか。

(総務課長)

はい。

(新倉教育長)

同様に、言葉が悪いのですが、申し訳ない。出先機関と言われている中央図書館、自然・人文博物館、それから教育研究所についても、それぞれ雇用しようとしている人たちがいたら、必ず総務課長が決裁を受けなければいけなかった、これを簡素化しましょうという、そういう趣旨で書かれているわけですか。

(総務課長)

教育長のおっしゃるとおりでございます。

(新倉教育長)

かなり多くの人々の雇用に関わっていたということなのですか。

(総務課長)

そうですね。年度初めに限らず、年度途中での任用等もございましたので、極端に言うと、ちょっと年がら年中というか、通年を通してそういう決裁を目にしておりました。

今回、この改正によって、いわゆる総務課長、また総務部人事課に決裁や合議が回らなくなるのですけれども、過去に市の監査委員の指摘の中で、いわゆる任用の決裁が、実際の年度が変わって相当の期間が経つのに、まだその決裁がされていないで、そのまま任用が行われているというようなことに対しての指摘がございました。そういった意味では、そういった防止というか、そういったことになるのかなという、そういうことであったのですが、今回の改正によってそこが簡素化されることによって、本当に任用の決裁、任用についての手続きの漏れがないように、例えば、適切な時期に総務課から各課のほうにその旨をまた周知して、適切に行うように、その都度、注意喚起というか、周知を図るなどして、対応していければと考えております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第6号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第4 議案第7号『教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第7号『教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正について』説明いたします。

本改正は、市の事務処理の中で、決裁文書の作成を文書管理システムと紙を使って行っていますが、原則、文書管理システムに一元化するための所要の条文整備をするものでございます。

施行日は平成5年4月1日を予定しております。

なお、本改正の朱書きについては、2ページに記載してございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(新倉教育長)

私から一点だけ。いわゆるペーパーレス化なのだと思うのですが、文書管理システムと言っているのは、いわゆるデジタルデータの話ですよね。その保存期間はというふうに考えているのでしょうか。

(総務課長)

それぞれの文書分類に従って、そのシステム上でその保存の意味によって、それぞれ年限が到来したときに、破棄を、システム上から削除をしていくような形になります。

(新倉教育長)

検索の仕組みが大変ではないのかと思って。データが確実に蓄積されていて、その項目のところの見出しに必ず行かないと探せないし、ある意味、自動的に消されてしまうのですよね。すみません、よく分からなくて。

(総務課長)

確かに、検索画面で探すとき、なかなかちょっと使い慣れていないと、検索項目をどのように設定すると目当ての文書に行き着くかというところは、使い勝手の部分ではちょっといろいろと習熟度によってかなり差があると思います。

ただ、それぞれ自身が起案したものであれば、大体、そういった検索条件等は、何とかたどり着くと思うのですが、あと、事前に所管されますデジタル公文書の関係の全体の管理を所管しております総務部総務課のほうから、廃棄文書というか、いわゆる削除ですとか、あと逆に言うと、上げたままで、未決裁状態というかきちんと最後までそのシステム上の処理が終わっていない、そういった文書についても、必ず毎年、決まった時期に各全部局に対して、照会ですとか、あと作業というかそのシステムの操作をきちんと行って、正規の手続きを取るような形で、通知が行われて、それを教育委員会におきましても、各課のほうにその都度周知をしておりますので、特に、全部デジタル化ということの中で、そういったところで、いわゆる保存文書、例えば、永年保存すべきものとか、そういったものの取り扱いについても周知を図って、遺漏のないように進めていきたいと思っております。

(新倉教育長)

あと一点だけ。学校現場で決裁文書ってあるのですか。それもこれに拘束されるのでしょうか。

(総務課長)

学校関係の文書については、また教育委員会の中で定めた今規程に従って行っておりますので、市の関係で言いますと、総合高校が、いろいろ新年度予算というか、そういった中で、実際に起案ですとか、行っておりますので、そちらが対象になります。

(新倉教育長)

そういう意味で、教育委員会のまた別に持っている文書の管理の部分については、今言っているこのペーパーレス化を進めるのですか。

(総務課長)

実際に、今いろいろと、学校現場においてもICT化を進めて、いろいろそういった意味での負担軽減等を努めているところの中で、ただ実際に、今まではちょっと文書として、紙でということやってきておりますので、そういったある程度、条件を整えながら、そういった検討ちょっと今後図っていくべきかというふうには考えております。

(川邊委員)

ちょっとこれ見て、具体的にどんな状況なのかという関係で、決裁を受けるということは、判子押してもらって、了解してもらおうということですね。ですが、これまでが紙ベースだったので、それで作業できるということですが、ペーパーレスになったときには、具体的にどのようにしていくのか。

それから端末にいろいろ情報がたまったら、取捨選択が増えたときにどうするのか、ちょっとその辺が自分としては描けないのですけれども、教えてください。

(総務課長)

いわゆる教育委員会の事務局も含めた市の公文書管理という中で、現在、例えば紙で決裁を順に決裁者がそれぞれ、いわゆる押印をして、決裁を取ったものについても、いわゆるその書類としては、それはシステム上に名称の登録は、紙決裁登録という形で、決裁書自体は登録してあります。

通常、電子決裁というのは、もう本当に、その起案の今、紙で判子を、いわゆるこう順次押していくところの部分も全部そのシステム上で、それぞれ起案をすると、次の決裁者のところに決裁のデータが行って、その決裁者がその画面上で、そこで内容を見て確認して承認すると、また次の決裁者のところに行くような形で、最終的に決裁がそれで終了して、決裁終了ということで、最終的に終了

の手続きというか、操作を行うという形で、いわゆる市の公文書のデータ上の中にはそれで格納されるというような形になります。

ちょっとすみません、現物を中身を見ていただかないと、口ではちょっとなかなか難しいところがあるのですが、申し訳ございません。

(新倉教育長)

市の方針でそうするのだというところに、全庁的に合わせなければいけないという改正だということになるってことですよね。

(総務課長)

それで、先ほど、説明の中でも申し上げましたけれども、一応、原則ということで、やはり内容によっては紙ではないとなかなか、電子上で取り扱うのは難しい部分もあるかと思えます。そういった中では、いわゆる市長部局というか、市の総務部のほうの中でも、今、実際にちょっと検討している部分もございますので、ただ、教育委員会の中だけでちょっとその裁量で、例えばこれはシステム上で、これは紙でというような形でちょっと取り扱いがまちまちになってしまうということが、本当にそういう管理上、あまりよくないことだと思われまので、今後その辺のどのあたりのものが、そういった紙でまだ、オーケーとなるのか、紙で決裁をよしとするのかとか、その辺については、その担当部局であります総務部等とも今後も協議を行いながら、どういった状況によって、その辺の取り扱いになるのかということも、確認しながら、順次進めていきたいと考えております。

(新倉教育長)

これは、ちょっと飛び火的な形で学校管理課長にお伺いしたいのですが、建築や何かの設計図面や何かというのは、CADだとかという何か電子規格というのがあるのですけれども、実際進んでいるのですか。今、業務上でやっているのは、やはり、紙図面、青焼きと昔は言っていたけれども、まだそれから全部転換できていないということなのですか。

そうすると、例えばここで、設計に伴って何かを決裁を取ろうと思ったら、電子決裁の部分で、押印の部分ではできるのだけれども、図面をそのデータの中に入れるということは、また十分にできていないということになるのですか。そこを教えてください。

(学校管理課長)

まさに今のお話、ご心配いただいているとおりで、工事図面には、大量な図面

が添付されているのが現実でありまして、設計、その他の中でCADを使ったりという電子化が進んでいるとは承知しておりますけれども、やはり紙ベースの書類が今、決裁の段階ではついて回っております。

それから完成に至っては完成したときの写真ですとかということもありますし、その他もろもろ請負業者さんのほうで、工事を完了した届出ですとか、あるいは検査をしたというような決裁、こういったものも今紙ベースで決裁しておりますので、全て多いので電子化してという段階まではちょっといいない状況ということになります。

(新倉教育長)

その意味では、過渡的にまず取り組んでいきたいと思いますという形が今回の改正なのかなと思っているのですが、確かに私たちも今回の引っ越しは難しいです。

(元木委員)

参考までに教えていただきたいのですが、先ほどの議案第6号の別表第2に関連と思いますが、これはもう電子化されているのでしょうか。

(総務課長)

こちらの決裁は、今年度までの現状ですと、紙の決裁で回っております。

(元木委員)

これが、今後4月以降は電子化されるということによろしいでしょうか。

(総務課長)

こちらの別添の表の内容については、例えば休暇ですとか、出張ですとか、こういったものは、ちょっと昨年度の規則の改正のところでもご説明したのですが、いわゆる庶務事務システムというのが導入されておまして、こちらの休暇や出張の伺い等は、公文書システムではなく、庶務事務システムのほうで、起案して、それが決裁権者の決裁によって承認されている形で行っております。

(元木委員)

この任命についても、庶務事務システムでということでしょうか。

(総務課長)

こちら、ちょっと人事の任命関係の書類ですので、いろいろ添付書類等、かなり個人情報的な部分があって、現在紙で行っているのですが、こちらは決裁区分

が先ほどの規則の改正に伴ってどうするのか、先ほど話したように、いわゆる紙
決裁のままのほうがいいのか、それともこれも全てそのデータをシステム上に
取り込んで決裁したほうがいいのかというところも今後確認をしながら進めて
いきたいと思います。

(元木委員)

分かりました。ありがとうございます。

(新倉教育長)

今のご質問で、人を雇ったり何かするというのは、補充される方の履歴を作
ってくるのだけれども、それが電子化されていなくて、基本は紙ベース、あるい
はプリントアウトされたものが添付されてしまうので、これをPDFで読み込
んだもので電子化するのか、あるいは、本来はそういう初めの段階からデジタル
のデータではないと、全てが回り切れないんだというところに、課題があるとい
うことなのかなと思っているのですけれども、どうですか。

(総務課長)

おっしゃるとおりで、そのものが読み込んだイメージが、それがいわゆるその
本書となるのかということもございますので、例えば、今ですと事業者さんか
らの請求書とか、そういったものを電子化するとか、そういった取り組みが行わ
れて、それをそのまま決裁のほうにも使えるということになっていきますけれ
ども、今回のこういった書類に関しては、そういった意味でも、その書類が本書に
なるのかどうなのかというところの取り扱いも踏まえて、対応していかなけれ
ばいけないというふうに考えております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第7号は、「総員挙手」をもって、
原案どおり可決・確定する。

日程第5 議案第8号『市立学校公文書管理規程中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第8号『市立学校公文書管理規程中改正について』説明いたし
ます。

初めに、1 ページ下段の提案理由をご覧ください。

本改正は、個人情報の保護に関する法律の改正による、横須賀市個人情報保護条例の廃止に伴う所要の条文整備を行うものでございます。

改正の内容としましては、市立学校文書管理規程内に記載の条例条文を改正された、改正された法令の条文に改めるものでございます。

施行日は令和5年4月1日を予定しております。

なお、本改正の朱書きにつきましては、2 ページ以降に記載してあります。

以上で、議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(元木委員)

確認させていただきたいのですが、この個人情報保護法自体は、平成15年に成立しておりますが、このタイミングでの改正になる理由について教えていただきたいと思います。

(総務課長)

こちらが、この法律が平成15年ということなのですが、この今回のこの改定に当たる、法の改正ですが、これが昨年行われまして、その改正内容が、それまでの規定よりも、さらに詳細な形で規定をされました。その結果、別途市のほうで、個人情報保護条例を規定しておりましたが、その条例自体が不要となったことに伴って、今回のこのような改正を行うものでございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第8号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『令和4年度横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査結果について』

(保健体育課長)

令和4年度横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてご報告いたします。

説明資料の1 ページをご覧ください。

本調査は、本市児童・生徒の実態を把握し、健康・体力向上推進に関する施策

や各学校の取組の工夫改善に役立てるため、本市独自に、小学校3年生から中学校3年生までの児童・生徒全員を対象として、平成27年度から毎年実施しています。

昨年度までは、調査データの回収やデータ処理などを業者委託していましたが、今年度からは、児童・生徒が1人1台端末を活用して回答する方法で調査をし、別添でクラスの結果を集計しました。

全ての調査結果は、お配りいたしました資料の別冊報告にまとめましたが、この場では、横須賀市教育振興基本計画において設定しています施策の柱2、健やかな体の目標指標7から12に関連した調査結果に絞って報告をいたします。

なお、これらの指標は、これまで行われてきた全国規模の調査において、体力とのが深いことが指摘されている項目を参考に設定しています。また、全国規模で悉皆調査が行われているのは、小学校5年生と中学校2年生の2学年のみですので、各指標基準値や目標値はこの2学年のみに設定しています。

資料の2ページ以降では、それぞれの調査結果について、調査開始年度からの経年変化を示すとともに、今年度の数値を太枠で囲み、目標値との差異を括弧内に記載しております。

それでは2ページをご覧ください。

指標7「運動やスポーツが好き・やや好き」と回答する児童・生徒の割合についてです。

運動やスポーツに対する肯定的な捉えが運動の実施時間に影響することが分かっているため、この割合を増やすことを目標としています。

小学校5年生男女、中学校2年生男女、いずれにおいても、昨年度の数値を上回りましたが、目標値とはやや開きがあり、また男子に比べ、女子に課題があることがうかがえます。

続いて3ページをご覧ください。

指標8「1週間の総運動時間が0分の児童生徒の割合」についてです。

積極的に運動する児童・生徒とそうでいない児童・生徒のいわゆる二極化が問題とされており、本市においてもその傾向が見受けられます。

体育、保健体育の授業時間以外に全く運動しない児童・生徒を減らすことを目標としています。

なお、この調査項目については、今年度から4件法を採用して調査したため、回答の内訳を示すグラフが昨年度までとは異なっています。

小学校5年生の結果は、男女とも、これまでと大きな違いはありませんが、中学校2年生の結果については、男女とも、これまで最もよい結果となり、いずれも目標値を上回っています。

続いて、4ページをご覧ください。

指標9「体力下位層の児童生徒の割合（新体力テストの総合判定がD・Eの児童生徒の割合）」についてです。

体力が低い児童・生徒ほど、運動やスポーツを肯定的に捉える割合や運動の実施時間が少ないことが分かっているため、新体力テストの総合判定がD、Eの児童・生徒を減らすことを目標としています。

小学校5年生については、男女とも昨年度と比較して、体力上位層の割合が増加した一方で、体力下位層の割合も僅かに増加しました。また目標値ともやや開きがあります。

中学校2年生については、男女とも上位層の割合は横ばい傾向、下位層の割合は、昨年度よりも減少しました。

続いて5ページをご覧ください。

指標10「朝食を食べない日が多い・食べない」と回答する児童・生徒の割合についてです。

毎日朝食を取る習慣がある児童・生徒ほど体力が高い傾向あることは分かっていますので、朝食を欠かす児童・生徒を減らすことを目標としています。

なお、こちらの調査項目についても、今年度から4件法を採用して調査したため、回答の内訳を示すグラフが昨年度までと異なっています。

朝食を食べないと回答した割合は、中学校2年生男女で、これまで最も少ない割合となりましたが、依然として、小学校5年生、中学2年生ともに、目標値とはやや開きがあります。

続いて、6ページをご覧ください。

指標11「1日の睡眠時間が6時間未満の児童生徒の割合」についてです。

睡眠時間と体力との間には相関関係があることが明らかになっています。睡眠時間は、単に長ければ長いほどよいということではないのですが、短過ぎる睡眠時間は、発育・発達の面でも問題視されていることから、6時間未満の児童・生徒の割合を減らすことを目標としています。

なお、こちらの調査項目についても、今年度から6件法を採用しました。

睡眠時間の6時間未満と回答した児童・生徒の割合が小学校5年生男女、中学校2年生男女ともに、目標値とはやや開きがあるものの、これまでで最もよい結果となりました。

最後に7ページをご覧ください。

指標12「体力合計点の平均値」についてです。

ここまで説明いたしました運動やスポーツに対する肯定的な捉えや運動の実施時間、朝食や睡眠といった生活習慣などが改善されることで、最終的にはこの体力合計点が向上するものと考えられるため、このような目標指標を設定しています。

(1)には、新体力テストの測定結果と体力合計点について、全国平均値、神奈川県平均値と比較して示しました。本市の平均値が全国平均値を上回ったところには、網かけをするとともに、数値に下線を引いています。

小学校5年生では、男女とも、上体起こし、50メートル走、立ち幅跳びの3種目によって、全国平均値を上回りました。しかし、体力合計点では、全国平均値を下回る結果となりました。

中学校2年生では、男女で種目の違いはあるものの、多くの種目で全国平均値を上回り、体力合計点についても、男女ともに全国平均値を上回りました。

また(2)には、体力合計点、平均値の経年変化を示しました。

小学校5年生男子以外は、昨年度の数値よりもやや増加しましたが、コロナ禍前の水準には達しませんでした。

資料の説明については以上ですが、本年度の調査は、コロナ禍における様々な行動制限等が徐々に緩和されつつある中で実施をされました。今後は、調査結果を単に過去のものと比較するだけではなく、コロナ禍の生活が子どもたちの健康や体力、生活習慣や意識にどのように影響しているかなどについてもさらに分析を進め、引き続き、健やかな体の育成に取り組んでまいります。

以上でご報告を終わります。

(川邊委員)

睡眠時間の件ですけれども、これは6時間未満ということが載っていますけれども、実際には、子どもたちの良好な睡眠時間はどのくらいなのでしょう。

それともう一つ、睡眠時間が減ってしまう原因というか、単なるゲームであるとか、あるいはもっと他にあるとか、何かそんなことが分かれば教えてください。

(保健体育課長)

まず、適切な睡眠時間がどれくらいかということにつきましては、発達段階にもよるのですけれども、先ほど、長ければ長いほど良いというわけではないというふうに申し上げましたが、例えば朝ご飯を食べずに、登校するぎりぎりの時間まで寝ているというふうな生活をしている子の場合、睡眠時間はトータルでは長くなりますけれども、望ましい生活習慣ではないということ。

またこういった傾向がある子については、体力の測定をすると、やや低い傾向があるというふうなことは、少しずつ分かっています。

それからもう一つの質問の睡眠時間が削られてしまう原因というのは、委員おっしゃるとおり、スマホやゲームをいわゆるスクリーンタイムという、画面を見ている時間というものが今の子どもたちはかなり長くなっていますので、それが、睡眠時間を圧迫しているというふうなことは、これについても少しずつ明

らかになってきているというところでは。

(澤田委員)

本調査の目的として、各個人へ還元するということがございます。これにつきましては、ITパスワード等で、自分自身の経年の結果といたしますか、その辺は見ることはできるのでしょうか。

(保健体育課長)

冒頭でちょっとお話をしましたが、これまで業者に委託していたところから、本年度からちょっとやり方を変えるというところがありまして、全て過去のデータが引き継いだわけではないのですが、最低でも、昨年度と今年の結果を自分自身で比較するということは、分かりやすくできるようにしてというふうに対応をしています。

(荒川委員)

5ページの朝食を食べない・ほぼ食べないという児童生徒についてなんですけれども、時間がないというようなこともあるでしょうけれども、ご家庭に、朝食が用意されていないとか、食べ物が無いというような、そういう児童生徒のことというのは、学校で把握されているのかどうかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

(保健体育課長)

はっきりとそのこと自体を調査したという結果は、ちょっと我々のほうでは承知はしていないのですが、やはり朝食のことだけではなくて、様々な子どもたちの指導の中で、背景としての家庭環境というものを見た場合に、やはり、その朝食一つとっても、望ましい量ではないという子も相当数いるというようなことは話をしているところでは。

しっかりとした数字としてはちょっと、把握しておりませんので、お示しすることはできません。申し訳ありません。

(荒川委員)

そのあたりは、しっかり学校と連携をしながら、きめ細かい配慮といたしますか、手だてとかがあったら、やっていただけたらありがたいなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(新倉教育長)

今の件に関していくと、この5ページで調査している朝食を食べない日が多いという2項目だけ選んでいるのですが、これは、いわゆるタブレットで答えられるように、うちが設問を自由に作れているということで、いいのですか。

つまり、何を言いたいかという、この食べていないというふうにチェックした場合には、その理由欄を別にアンケートの中につくることができないのかなということ。そこにまたチェックをしてもらうことによって、例えば、朝起きるのが遅いから、家で朝食の準備がないからだとか、もう少し大まかな理由がつけられるのであれば、その改善点というのをこの調査から引っ張り出さないかなと思ったのですよ。そういった調査のほうで自由にできるものなのかどうか。

(保健体育課長)

先ほども申し上げましたが、今年から少しやり方を変えたというところでは私たちのほうで、多少、自由に設問の設定ができるような形になっていますので、今後については、その視点も踏まえて、検討してまいりたいと思います。

(新倉教育長)

できれば、せっかくこういう調査をしているのであれば、そこで拾えるものだったならば、本人のアンケートなのだから書いてもらうのは、別に個人が特定されるわけではないけれども、傾向を調べることができるかなと思って、ちょっとそこは、せっかくの荒川委員のご提案なので、検討していただければと思っています。

7ページの体力合計点で平均値のこの表を見ていて、すごく単純なことなのですけれども、読み取れるのは、横須賀市の子どもたちは、反復横跳びと20メートルシャトルランが弱いということなのでしょう。

横の動きと繰り返しが苦手なのかというふうに読み取れるのだけれども、そういう読み取り方でいいのですか。

(保健体育課長)

すみませんこちらに示したものは、先ほど申し上げたとおり、小5と中2の結果のみなのですが、小5と中2に限っては、このような形になっています。

このようにはっきりとした傾向が見て取れたのは、ちょっと過去にはあまり記憶にないので、このことだけをもって横須賀市の児童生徒が、この一部が弱いと言ってしまえるかどうかということは、ちょっと今はっきりとは申し上げられません。詳細に分析をする必要があるかなというふうには考えます。

(元木委員)

先ほどの荒川委員のご意見に似るのですが、やはりアンケートを取るのであれば、この2ページのところで、なぜ好きではないのかというところだったり、3ページのところで、なぜ認知しないのかといった、そういった理由を聞いていただくと、今後どのような対応をしていけばいいのかが解決するのではないかなと思いました。

あと一点ですが、5ページの朝食を食べない日が多い・食べないと回答する児童・生徒の割合ですが、この設問項目が変わっているのですが、前回に比べて一概には言えないと思うのですが、中学校において学校給食が始まった影響というか、良いことなのか悪いことなのか分らないのですが、例えば、昼食をしっかり食べるようになったので、朝ご飯を抜いてしまう子が増えてしまうのか、もしくは、食育の関係で中学校給食によって、朝ご飯を意識して食べるようになったのかというようなところの関連性があれば、教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(保健体育課長)

申し訳ありません。中学校給食が実施されたことと、この朝食の欠食状況の関連性については、まだちょっと、調査することができておりませんので、今後、そのことについても、さらに研究させていただきたいというふうに思っております。

ただ、食育ということにつきましては、中学校給食が始まったことで、より発展するだろうと思えますし、既に学校では取り組まれていると思えますので、この朝食の喫食ということについても絡めていきたいなと思っております。

(新倉教育長)

学校食育課長、すみません。ちょっとまた飛び火させてしまうのだけれども、食育の関係で、給食のアンケートだとかというのを確か取っていただけたのかなと思っているので。今多分その項目はないのだと思っているのだけれども、例えば、その給食のアンケートの中に食育の項目として、朝ご飯は食べているのでしょうかというような質問を入れるということは可能なのかなという提案です。

(学校食育課長)

アンケートはこちらで設計というか、つくっておりますので、自由に変えることはできます。今はおかずを残しているか、どれくらいご飯を食べているか、給食が始まったことについてどう評価するかなど、給食限定のアンケートになっておりますので、少し広げた形でやることはできます。

(新倉教育長)

ぜひその辺で、どこかの調査だけではなくて、活用をお互いでやって、その分の補填をしてもらえると、もう分かりやすい政策が打てるのではないかなと思うので、ぜひ検討していただけたらと思います。

報告事項（２）『横須賀市の児童生徒の読書実態調査集計結果について』

(中央図書館長)

それでは報告事項２「横須賀市の児童生徒の読書実態調査集計結果について」報告いたします。

説明資料をご覧ください。

この調査は、今年度から実施しております第４次横須賀市子ども読書活動推進計画の進捗状況の把握のため、児童生徒を対象とした子どもたちの読書の実態と小・中学校を対象とした、学校における読書活動の実態を調査することを目的にしております。

次に、調査の概要です。

児童生徒を対象とした調査につきましては、平均読書冊数や読書についての意識、学校図書館の利用等について、別冊の報告書内にあります参考資料１の設問で実施をいたしました。

また、小・中学校を対象とする調査では、学校における読書活動の取組について、同じく参考資料２の設問で実施をいたしました。

調査対象は、児童生徒の調査では、市立小学校全校の４、５、６年生、各学年の１クラスを対象に、また、市立中学校につきましては、全校各学年の１クラスを対象として、合計５,６１７人に対して実施をいたしました。

学校への調査につきましては、小学校４６校、中学校２３校の各学校の学校図書館担当に回答をお願いいたしました。

また、今回初めて、学校用端末クロームブックにより、全ての調査を実施しております。

子どもたちの調査の基準日は、１１月の１か月とし、１２月中に調査を実施いたしました。

次に、調査集計結果と今後の対応についてです。

まず、児童生徒を対象とした調査結果の概要についてです。

別冊の冊子報告書、２ページをお開きください。

今回の調査では、１か月の平均読書冊数などの経年変化により、子どもたちの

読書の実態を確認するための設問に加え、電子書籍についての読書実態や第4次計画の指標の1つである読んだ本の中に自分自身が興味を持って選んだ本の有無などを設問に加えました。

調査結果の詳細につきましては報告書をご覧くださいと思います。

報告書の10ページ、調査結果の分析をご覧ください。

まず、読書量についてです。

今回の調査結果で、特に注目されるのが中学生の読書冊数です。前年度と比較して、電子書籍を含めると、約3倍の7.8冊と飛躍的に向上しております。

設問の結果は、報告書の2ページから3ページにあります。

紙の本だけで比較しても、全国数値を上回る状況です。また、小・中学生ともに、1か月の読書冊数が、ゼロ冊の子どもが減り、5冊以上の子どもが増えていることから、読書習慣のある子どもたちが増えたと考えられます。これは、中学校全校への学校司書配置の効果だと考えております。

次に、読書環境を取り巻く課題の解決についてです。

今回の調査では、子どもたち自身が考える読書活動を推進するための工夫や読みたい本のジャンルについて質問をいたしました。

その回答には我々、大人たちの工夫で改善ができる内容が数多くあり、例えば、読みたいジャンルを参考に、学校図書館の図書を充実するなどの工夫で、読書活動のさらなる向上につなげることができると考えております。

最後に、電子書籍についてです。

本市の調査、そして、全国調査でも、電子書籍より紙の本を選ぶ子どもたちが多いという結果になっております。

しかし、電子書籍、または電子書籍と紙の本の両方を読みたい子どもたちが中学生になると増えていることから、学校や市立図書館において、電子書籍に対する検討を急ぎ、環境を整えることが課題と考えております。

次に、小・中学校における調査結果についてです。

別冊報告書11ページをご覧ください。

各設問に対する結果は報告書に記載のとおりでございます。

報告書14ページ、6、調査結果の分析をご覧ください。

その中では、学校図書館の利用指導が全校で行われることになったこと、朝読書や、学校図書館の放課後開館が増加したことなどは、中学校への学校司書の全校配置の成果と考えられます。

また、電子書籍については、利活用の検討に前向きな学校と、紙の本を大切にしたいと考える学校に分かれている実態があります。

子どもたちの調査結果でも判明したとおり、電子書籍に対する検討をさらに進める必要があると考えております。

最後に、説明資料のほうにお戻りいただきまして、4、結果の公表及び報告についてです。

調査結果につきましては、調査実施校へ提供するとともに、ホームページなどで公表し、関係会議で報告をさせていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。

(澤田委員)

これまでも話題になっていたことではありますが、調査基準の期間の件です。横須賀市は11月の1か月間、全国調査は5月の1か月間で調査をし、それを比較しております。例えば、全国調査で、横須賀市を抽出で調べられているのであれば、5月の全国調査で対象となった学校の結果とその学校の11月の横須賀市調査の結果を比較してみるとよいのではないのでしょうか。差異がなければ、調査基準期間の違いによる比較について確からしさが分かると思うのですが、いかがでしょうか。

(中央図書館長)

ありがとうございます。

この調査時期につきましては、荒川委員にも毎年、ご意見をいただいておりますので課題になっておるのは認識しております。

今年初めて、クロームブックを使って調査をやってみました。

学校さんとのお話の中でも、スムーズに調査ができそうな方法ができてきましたので、これからは、課題になっている実施時期について、検討しようと思っております。できれば全国調査と同じ時期にやりたいなとは思っております。

ただ、全国調査につきましては、人口の規模によって、大都市、中都市、小都市などに分けて調査地域を選んでいるようです。

そういうようなことですので、できれば調査時期は同じ形でやっていただけるとは考えております。

(新倉教育長)

今の澤田委員のご指摘は、せっかく、5月に実施している全国の調査の数字を持っているのだから、それをこの表に記載をすれば、当該年度の子どもたちについて、抽出の場合はその子どもたちの状況と、平均であれば、11月の平均の数字を見たときに、5月より秋になったほうはもっと読んでいるというのが出るのが出ないのかということを知りたいのではないですか。

(中央図書館長)

失礼しました。質問の意図が分からなくて申し訳ございません。

今ご指摘いただいたやり方でその差異があるかどうかこれから考えていきたいところでございます。ありがとうございます。

(川邊委員)

調査の概要のところ、「児童・生徒」と「小中学校」という言葉が使われているのですけれども、「児童・生徒」と「小中学校」というのは同じじゃないでしょうか。

(新倉教育長)

調査の目的のところにある、2つ調査しているみたいだからそこをもう一回説明していただければと思います。

「児童・生徒」を対象としているのと、それから「小中学校」を対象と言っているのです。

(中央図書館長)

わかりました。

まず、この説明文章の概要の(1)調査内容の中で、アの調査が「児童・生徒」の子どもたちを対象とした調査をしております。そして、イのほうは、「小中学校」の学校を対象に、読書の取組を調査しているという形になります。

(新倉教育長)

学校という言い方がわかりにくいのかと。子どもたちの部分と、それから図書館を担当している先生、その各学校代表者の1名ずつに聞いています。

子どもたちの状況と学校運営の中でどうかということで図書館担当の先生にアンケートを別に取りっていますということでもいいですか。

(中央図書館長)

おっしゃるとおりです。

「小中学校」というのは、小中学校の学校の図書館の担当の先生に調査という形で、その学校の図書館の読書環境がどうなっているのかということをお聞きしている内容になっております。

(川邊委員)

分かりました。

(荒川委員)

11ページの小中学校における調査結果のところの、1番のところ各学校で、小中学校とも、読書の活動に関しての推進の行事のというのが、もうしっかり取り組まれていてとてもいいなというふうに思いました。

中でも、図書委員会の児童・生徒による取組も小学校、中学校ともに多いですよ。こういうところもやはり各学校で頑張っている結果なのかなというふうに思いました。

そして、7ページを見させていただくと、自由記述欄の中でも、児童生徒がこういうふうになったらいいなという思いをたくさん書いてくれていて、これは、どの学校でも結構すぐに取り組めるようなこともあるのです。なので、そのあたりも含めて、各学校への投げかけで、お考えになっていることがありましたら、教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(教育指導課長)

ありがとうございます。

やはりこの3年間、コロナ禍の中で、生徒会活動ですとか児童会活動のほう、少し自粛していたところがございますが、今年度、かなりそういった部分で落ち着いてきたというところの中で、私たちのほうでも報告を受けているのは、読書キャンペーンといったような内容で、校内放送等を通して、本の紹介を子どもたち自身がしたりとか、そういった活動が報告されていますので、図書館の担当者の会ですとか、学校、市の研修会等で、そういったことを広めてまいりたいと思います。

(新倉教育長)

これちょっと別の観点になってしまうのですが、中学生の中で電子書籍などを求めている要望があると言っているのだけでも、今、配付されているクロームブックで、電子書籍の青空文庫だとかには簡単な接続ができるのでしょうか。

(教育情報担当課長)

児童生徒が使っているクロームブックは、インターネットに接続できますので、青空文庫は、通常の普通のインターネット上のホームページで、誰でも見ることができるものですので、児童生徒はそれを使って見ることはできます。

(澤田委員)

関連しての質問ですが、よく国語の教科書などに、お薦めの本が載っていますが、それにクロームブックで接続して読めるのでしょうか。

(教育情報担当課長)

お薦めの本というのは、ホームページ上で、要は無料で普通に見られるものだったら別ですけれども、例えば、料金払って云々となると、もちろん支払いの手続きが必要になりますので、そこは、そこは普通に皆様のスマートフォンとか、家のパソコンで本を見るのと同じだと思います。

(新倉教育長)

それって、変な話ですけれども、今のクロームブックが、学校を經由して出ているので、そういった有料頒布だとかあったものにアクセスできて、買ってしまうのですか。それとも遮断されるのか。

(教育情報担当課長)

通常、現在はサイトには制限をかけておりますので、ちょっとそういうちょっと、よろしくないというか、そういうところには制限がかかって接続できません。

(新倉教育長)

ということは逆に、著作権で50年だとか30年だとかそれが過ぎてしまったものが、今、青空文庫に載っているのです、そういったものが例えば、教科書の題材であったとすれば、そこには、簡単に接続ができて、原本を読むことができるのだという解釈でいいということですか。

(教育情報担当課長)

実際には、今出ました青空文庫でしたら、読むことはできます。

(新倉教育長)

それって子どもたちに周知してあるのでしょうか。つまり、電子書籍だとか見たいと言ったときに、それ読めるのですよということが学校図書館だとか、あるいは、図書で活動で指示しているのですか。

(教育指導課長)

具体的な青空文庫というのは、無償でということですので、学校司書の研修会ですとか、学校担当者会の中で紹介しております。

(新倉教育長)

朝読書というのは、紙でしか読ませないのでしょうか。タブレットがあったら、タブレットでもいいのでしょうか。

(教育指導課長)

詳細の各学校の実態というところは、ちょっと私たちもまだ把握できておりませんが、基本的には紙の書籍で取り組んでいると認識しています。タブレットが導入されたことによって、青空文庫等での書籍を読む児童生徒がいるということ想定しております。

(新倉教育長)

先ほどありましたね、11ページで、荒川委員からおっしゃっていただいたように、朝読書の取組だとかというのは、小中学校の場合に朝読書というのは、基本的には紙だったというふうに思っているのだけれども、中学校の場合には、朝からもう既に本人がタブレットを持って、どういう経緯でということになると、これが実施できているときには、別に紙でやらなくてもいいわけなので、そこをできるかぎり周知していくということもあっていいのかなと思っているので、その辺の取組方が調査のほうだけれども、その調査の結果を受けて、実際の学校運営でどう判断させるか、そこを連携しないと、この正直、冊数を増やすことが目的みたいな調査だから、そこを展開させるところに図書館と協議してほしいなと思っております。

(元木委員)

昨年度に比べて読書量が増えたというところは、本当に素晴らしいことだと思います。そして各校において、様々な取組をしていただいた結果が、そういった効果になっているかと思うのですが、1点気になるのか、各学校間における読書量のばらつきです。

というのも、学校において取り組んでいる内容が違って、実際に、読書量の増加に効果がある取組というのはどういうものなのかということに興味がありますので、今後そういった、各校で取り組んでいるものと、読書量の相関を見ていただくと、実際にその取組自体を各校に紹介すると、より、横須賀市全体として読書量が増えるのではないかと思いますので、そのあたりをご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

(新倉教育長)

今の本質的な具体で言えば、中央図書館のほうで調査したデータの生の部分を学校ごとと全体平均というものを作ってもらって、それを教育指導課の指導主事が把握をした上で、各学校の読書活動がどういう状況にあるかということを示して、教えないと現場である学校の部分の取組方は変わらないのではないかということだと思う。

それは、ほかの外部データ使っているわけではないので、その意味で図書館が持っているデータを教育指導課がちゃんと活用して、個別の学校の指導に結びつけてほしいということのご提案だと思うので、そこまで取り組んでいただきたいと思います。

報告事項(3)『「横須賀市教育史(昭和44年～平成31年)」の刊行について』

(教育研究所長)

教育研究所からは、「横須賀市教育史」の刊行について、進捗状況を含めて、ご報告します。

まず最初に、恥ずかしい誤字を訂正させてください。

1番の1行目です。第2次世界大戦の字が間違っておりました。大変申し訳ありません。大きいという字に直してください。

それでは、教育研究所では、平成29年から本年度末刊行の予定で教育史の編さんに取り組んでまいりましたが、コロナ禍の影響により、編さん、校閲作業が遅れております。そのため、今年度は、お手元の資料編のみとなりますが、平成9年に発行した資料、戦後横須賀の教育の歩みの続編として刊行するに至りましたので、ご報告したいと思います。

資料編の表紙に載っておりますけれども、「資料・戦後横須賀の教育の歩み」の続編となります。

これまで、横須賀の教育史は、戦後横須賀教育史として、昭和43年までの記述があります。その続編として、昭和44年から平成31年の約50年間の教育に関する歴史の編さんに取り組んでまいりました。

横須賀の教育に携わってこられた方々を編集委員として、基本方針に沿った内容で、平成29年度から編さん作業を行っております。今回は製本はせず、デジタルデータによる発信をします。

全体は、本編と資料編で構成しております。

本編は、50年の学習指導要領の告示に合わせ、およそ10年ごとに1期から5期に分けて編集をしています。今後の見通しとして、来年度以降、1期から順次、

ウェブで配信を行う予定です。

この資料を刊行する予定になっておりますが、説明資料の3番にありますように、児童・生徒数、学校数、教職員数の推移、横須賀市立学校の系譜、校章の由来などを改めて確認していただける資料になると思いますので、ご覧ください。

以上です。

(元木委員)

デジタルデータでの提供ということなのですが、これは、クラウド上で閲覧するものなのか、それともPDFをダウンロードして閲覧する方式にするのか、どちらで提供する予定でしょうか。

(教育研究所長)

PDFにして、ホームページ上に掲載したいと思っています。

(元木委員)

分かりました。コピー可能だったり、編集可能だったり、そういう形で公開してしまうと、いろいろな面で問題が生じてくると思いますので、セキュリティについてしっかりと徹底していただければと思います。

報告事項(4)『市立学校における新型コロナウイルス感染症の罹患状況について』

(保健体育課長)

市立学校における新型コロナウイルス感染症の罹患状況についてご報告いたします。

資料をご覧ください。

前回の定例会が行われた2月第1週には、児童生徒、教職員を合わせた1日当たりの罹患者数の総数は、100人台半ばあたりで推移していましたが、その後、徐々に減少し、今週に入ってから、20人台まで減少しました。

一方、季節性インフルエンザ罹患によって、出席停止となる児童生徒が1月中旬頃から増えてきたこと、前回の定例会でお伝えしましたが、2月に入ってからその傾向は続きました。

学級閉鎖等の臨時休業措置についても、前回の定例会以降、昨日までの期間において、新型コロナウイルス感染症による措置は、2校でしたが、季節性インフ

ルエンザによるものが10校と、季節性インフルエンザによる学級閉鎖等の措置のほうが多くなっています。

年度末を迎え、各学校では新年度の準備が進められるとともに、卒業や修了式などの儀式行事が実施されます。1年の締めくくりの時期に、教育活動が滞ることがないように引き続き、各学校と連携して、感染防止対策に取り組んでまいります。

報告は以上です。

(質問なし)

報告事項(5) 行事等の結果について
ア『第33回読書感想画展の結果について』

(教育指導課長)

教育指導課から、第33回読書感想画展の結果についてご報告します。
資料をご覧ください。

本読書感想画展は、令和5年1月7日から10日まで、文化会館第1ギャラリーにて開催されました。

読書感想画は、横須賀市は児童・生徒を対象に、読書を通して、感動したことを絵画で表現し、本に触れる読書指導の一環として行われております。

今年度、読書感想画に取り組んだ学校は、小学校で45校、作品数としては1万4,844点、中学校は6校で、作品数は45点でした。

今年度より学校司書を配置した中学校で、取組数が増えたことはいずれも出来事でした。

読書感想画展では、この中から学校図書館研究会の先生方の審査によって選ばれた579点を提示しました。期間中の来場者2,569人でした。

家族連れのほか、祖父母をはじめとした親戚の方々も多く来場され、子どもたちとともに、本について語り合う姿も見られました。

読書感想画に展示された作品のうち、33点が県の読書感想画審査会に進むことになりました。県審査では、そのうち13点が入賞し、最優秀賞、優秀賞、優良賞を受賞した3点が神奈川県代表として、全国審査会に進みましたが、残念ながら全国審査会での入賞はありませんでした。

県審査会で入賞した作品13点については、各学校に配布します。読書感想文、感想画集に掲載しております。

今後も児童・生徒が本に親しみが持てるような取組を継続してまいります。

以上で、教育指導課からの報告を終わります。

(新倉教育長)

すみません、仕組みだけ教えてもらえますか。全国の大会が先にあるのですよね。

(教育指導課長)

一番上というか

(新倉教育長)

ということは、そこが主催しているのですか。

(教育指導課長)

はい。

(新倉教育長)

でも、主催者が横須賀市教育委員会になってしまっているから、そのための推薦会をやっているということなのですかねと思って。

これって、やっているのが毎日新聞ですよ。毎日新聞が共催だと思うのですが。

つまり、組織が分からないのですよ。全国大会があって、そのために、神奈川県大会というのが別にあって、その神奈川県大会に出品するために、審査会が開かれているのだというふうにするのかというのが分からなくて、何だか分からないけれども、優秀賞を県に送りました。県が審査会を開きました。県がまたそのまま、県の審査会を通ったものが国に行きましたというだけになってしまっているんで、全体像が全然分からないので、その辺のちょっと後日で結構ですから、ぜひ整理をしてほしいと思います。

(教育指導課長)

承知いたしました。

(新倉教育長)

その全国審査会というのは、誰が推薦して、誰が判断しているのかと。

(教育指導課長)

承知いたしました。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

令和5年3月2日(木) 午前11時06分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡